

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 島根県松江市末次町 86
松江市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成 28 年 7 月 11 日に提起した、処分庁による平成 28 年 6 月 8 日付け生福第 218 号で行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項に基づく保護申請（生業扶助）却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求「生活保護に関する審査請求事件第 3 号」（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が請求人に対して行った本件処分については、これを取り消す。

事案の概要

- 1 請求人は、平成 24 年 6 月 8 日から同年 8 月 24 日までの間、
を居住地として生活保護を受給していた。
- 2 請求人は、処分庁に対し、平成 24 年 8 月 27 日に生活保護申請を行っているが、本来は現住所地に転入した 8 月 25 日に保護申請の意思があった。しかし、8 月 25 日は土曜日で処分庁が閉庁日であったため保護申請できなかった。そのため、処分庁は、請求人の申請意思のあった平成 24 年 8 月 25 日に遡って保護開始を決定している。
- 3 生活保護申請書によると、請求人は松江へ転居した理由として、の資源が確保可能であり、将来的にはとして復活し、自立したいと記載がされている。
- 4 処分庁は、平成 25 年 3 月 15 日に請求人宅を訪問し、請求人から、自立に向け、
ができる環境（）を探しているが松江市内にはなく、県外を視野に入れて探しているがなかなかよいところが見つからない、
で稼働できるよう準備を進めており、希望としては 8 月頃までには自立したいという話を聞いている。
- 5 処分庁は、平成 25 年 8 月 26 日、平成 26 年 4 月 21 日、平成 26 年 10 月 27 日、平成 27 年 4 月 22 日に請求人宅を訪問し、平成 26 年 10 月 27 日の訪問時に、
関係で知り合った友人と連絡を取り合っているとの記録はあるも、
に関する具体的なやりとりの記録は確認できない。
- 6 処分庁は、平成 27 年 7 月 30 日に請求人宅を訪問し、
については、思うようにい

かないので他のところへ移住したいという話を聞いている。

- 7 処分庁は、平成 28 年 1 月 29 日に請求人宅を訪問し、■■■■については月に 1 回、岡山県和気町に■■■■を探しに行っており、転居の考えがあるという話を聞いている。その際、処分庁は、転居に当たっては相応の理由がなければ認めることができないということ話を話し、請求人は理解を示したと、ケース記録に記載されている。
- 8 処分庁は、平成 28 年 3 月 31 日に請求人宅を訪問し、月 1 回程度岡山へ■■■■や居住先を探しに行っているため、そのための費用を支給して欲しい旨の訴えを聞いている。
- 9 処分庁は、平成 28 年 5 月 20 日に請求人宅を訪問し、生業扶助費の保護申請書及び自立更生計画書の提出を受けている。
- 10 処分庁は、平成 28 年 5 月 30 日に、請求人から申請のあった生業扶助費の支給の可否について処分庁内でケース診断会議に諮り、生業扶助費の申請を却下する決定を行っている。
- 11 処分庁は、平成 28 年 6 月 6 日に請求人宅を訪問し、生業扶助費の保護申請を却下した旨を口頭で伝えている。
- 12 処分庁は、平成 28 年 6 月 8 日に請求人に対して、本件処分に係る通知書を郵送する旨を電話にて伝えている。
- 13 請求人は、平成 28 年 7 月 11 日付けで、島根県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の本件審査請求の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消す、との裁決を求める。
- (2) 処分庁が、「■■■■による確実な収入増加の見込みがあると判断しがたい」と決定した根拠が不明である。
- (3) 処分庁は「初めに却下あり」で、事前の補正の指示もない状況であった。
- (4) 3 か月の生業扶助と、自立のための活動費、交通費、衣服費等の扶助を要求する。さらに、反論書において、以下のとおり主張している。
 - (1) 請求人は、法第 17 条第 1 項但し書に規定する生業扶助の支給要件について、当然適用対象資格を有する。
 - (2) 処分庁から自立更生計画書について「補正指示、指導」の助言が無かった。

2 処分庁の主張

処分庁の弁明の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 本件処分の審査請求を棄却する、との裁決を求める。
- (2) 生業扶助については支給できる要件として、法第 17 条第 1 項但し書により、「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る」とされている。これは今回の保護申請却下の根拠となる条文であり、処分庁としては請求人がこの条文に謳ってある要件を満たすか否かにつき、所内でのケース診断会議に諮り、適正かつ組織的な判断をしたものである。

請求人の保護申請書及び自立更生計画書からは、期待される具体的な収入金額など、収入を増加させる見込があると認められる記載は確認できない。

また、請求書に添付された課税資料から、請求人が平成 18 年までは [] であったことは認められるが、10 年以上過去の事実であり、それを根拠に現在も [] により自立を助長する程度の収入が得られるとは考えにくい。

以上から、本件処分には違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生業扶助については、法第 17 条において、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項（※1）の範囲内において行われる。但し、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と規定している。

- （※1） 1 生業に必要な資金、器具又は資料
2 生業に必要な技能の習得
3 就労のために必要なもの

- (2) 稼働能力の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号厚生省社会局長通知、平成 28 年 5 月 31 日改正まで（以下、「局長通知」という。））の第 4 において、次の三つの視点により判断を行うこととされている。

- ① 稼働能力の有無について、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、客観的・総合的に勘案して評価する。
② 稼働能力を活用する意思について、具体的な求職活動実態を踏まえて評価する。
③ 就労の場が得られるかについて、地域における客観的な情報や、就労を阻害する要因を踏まえて評価する。

なお、当該判断に当たっては、ケース診断会議等により組織的に行うよう規定している。

- (3) 援助方針については、局長通知の第 12 の 4 において、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、課題に応じた具体的な援助方針を策定し、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めることとされている。

2 本件処分について

- (1) 本件処分についてみると、請求人が提出した自立更生計画書は、自立に向けた過程の具体性に乏しく、自立に当たってのスケジュールや就労場所、収入を得るための販路や単価、将来の収入の見込み等が不明であり、処分庁が法第 17 条と照らし生業扶助費支給の可否を判断するために必要とする情報が、十分にあったとは認め難い。
(2) 一方、処分庁は、請求人から提出のあった自立更生計画書の記載内容で不明な点は、請求人に実態の確認を行ったり、関係資料の提出を求めたりすべきであった。

また、民生委員、医療機関といった関係機関や、請求人の了解のもとで請求人が関わっている■■■■などの関係先と連携を図り、実態を調査確認し、客観的な情報把握をすべきであった。

しかし、処分庁が平成28年5月30日に開催したケース診断会議の会議録には、「■■■■による確実な収入の増加、または自立の助長が見込まれると判断しがたい」との結論のみが記載されており、自立更生計画書による自立の可能性について調査確認を行い、明確な根拠をもって判断したと認める資料等はなく、この点においては瑕疵があったと認めざるを得ない。

- (3) また、処分庁は、請求人の稼働能力の検討について、1の(2)の①については、請求人は高齢(■■歳)で、疾病(■■■■)を抱えているが、以前は■■■■として独立し、これを生業として生計を立てていた時期もあったことから、客観的・総合的に勘案して判断すべきであり、②については、処分庁は請求人から口頭による意思を確認しているが、実際に■■■■を探すなども含め、請求人が行った求職活動の実態を把握する必要があるが、③については、請求人が主張する岡山に、実際に■■■■などの就労の場があるかどうかの客観的な情報や、請求人が就労する上で阻害となるような要因の有無などを把握する必要があると認められる。

しかし、稼働能力の判断において、処分庁が明確な根拠をもってしたと認める資料等はなく、この点においても瑕疵があったと認めざるを得ない。

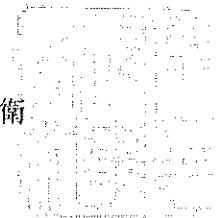
- (4) なお、処分庁は、稼働能力の検討の結果、就労に関する具体的な援助方針を策定し、請求人に説明し、共有し、納得を得た上で具体的な援助を行うべきであったが、これが欠如していたことにより、請求人との間で、就労に関する共通認識が欠如した状態であったといえる。
- (5) したがって、本件処分は、法第17条に基づいた判断であり違法性は認められないものの、不当な点が認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年9月14日

島根県知事 溝口 善兵衛



教示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った

日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。